

町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員の給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B÷A)	前年度 人件費率
	(H26.3.31現在)	千円	千円	千円	%	%
平成25年度	19,522人	7,328,236	181,674	1,239,860	16.9	17.9

(注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。
2.実質収支 = 歳入総額 - (歳出総額 + 翌年度へ繰り越すべき財源)

2. 職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B÷A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度	133	482,051	80,622	169,842	732,515	5,507

(注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含みません。
2.職員数は平成25年4月1日現在の人数です。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
福 崎 町	322,806円	41.6歳	337,763円	53.7歳
国	335,000円	43.5歳	287,992円	50.1歳

(注) 1.一般行政職とは、特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、教育職、企業職及び技能労務職を除いたものです。
2.技能労務職とは、運転員、調理員、作業員などです。
3.平成26年度福崎町のラスパイレス指数(国家公務員の給料を100として算出する)は99.5となっています。

4. 職員の初任給の状況

(平成26年4月1日現在)

区分		福 崎 町	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円

5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況

(平成26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	267,200円	303,800円	357,300円
	高校卒	214,500円	267,200円	303,800円

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	町参事	課長 課参事	課長 課参事 副課長	課長補佐 係長 主査	係長 主査	主事	主事	
職員数(人)	1	13	8	32	39	8	4	105
構成比(%)	1.0	12.4	7.6	30.5	37.1	7.6	3.8	100.0
参考	1年前の構成比	1.9	11.8	7.7	26.2	40.8	5.8	100.0

(注) 1.職員数は、福崎町給与条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

役場アルバイトの登録制度について

福崎町では、町が管理する施設(役場、幼児園、給食センター等)で業務の一時的増加、職員の疾病、産休時に短期間でアルバイトを採用しています。

アルバイトは登録制になっており、採用時にはこの登録台帳により選考し、本人と契約します。

随時受け付けしています。希望者は総務課人事係(内線222)へ。

7. 職員の手当の状況

区分	福 崎 町	国の制度との比較
期末手当 勤勉手当	(平成26年度支給割合)	同じ
	期末手当 勤勉手当	
	6月期 1.225月分 0.675月分	
	12月期 1.375月分 0.825月分	
計 2.600月分 1.500月分		
職制上の段階、職務の 級等による加算措置	有	同じ
退職手当	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	同じ
	勤続20年 21.62月分 27.025月分	
	勤続25年 30.82月分 36.57月分	
	勤続35年 43.70月分 52.44月分	
最高限度額 52.44月分 52.44月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3~45%)	
定年前早期退職特例措置(2~20%)		
退職時の 特別昇給	無	無
地域手当 (平成26年 4月1日現在)	平成21年度から制度廃止	同じ (制度はあるが 福崎町の区域は無支給)
管理職手当 (平成26年 4月1日現在)	技監20/100、町参事職19/100、 課長17/100、課参事13/100、 副課長12/100	異なる 7級 88,500円~66,400円 6級 72,700円~51,900円 5級 59,500円~49,600円
特殊勤務 手当 (平成25年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 4.3% 支給対象職員1人当たり平均支給年額 4,833円 手当の種類(手当数) 感染症防疫作業手当(1)	異なる
時間外 勤務手当	25年度 支給総額 31,520千円 支給対象職員1人当たり年額 286,546円	同じ
	24年度 支給総額 27,543千円 支給対象職員1人当たり年額 245,917円	
扶養手当 (平成26年 4月1日現在)	配偶者 13,000円	同じ
	扶養親族1人につき 6,500円	
	配偶者のない場合の1人目 11,000円 年度初め満15歳・年度末満22歳の子女加算額 5,000円	
住居手当 (平成26年 4月1日現在)	借家居住者 月額12,000円以上の家賃を払っている職員 最高27,000円	同じ
	自宅居住者 世帯主である職員に支給 2,500円	無
通勤手当 (平成26年 4月1日現在)	交通機関の利用者 実費支給 ただし最高55,000円 6か月定期券等の価格による一括支給	同じ
	交通用具利用者 通勤距離 1km ~ 40km以上 3,500円 ~ 35,000円	異なる 0km ~ 60km以上 2,000円 ~ 31,600円

(注) 1.退職手当については、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は本組合条例で定められています。
2.普通会計を対象としています。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

共済制度	職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。
互助制度	職員は、一般財団法人兵庫県市町村職員互助会及び福崎町職員互助会に加入し、福利厚生を充実を図っています。
健康管理	定期健康診断、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
公務災害	公務災害 1件 (平成25年度) 通勤災害 0件
措置要求・ 不服申立て	勤務条件に関する措置の要求 0件 不利益処分についての不服申立て 0件 (平成25年度)

9. 特別職報酬等の状況

区分	給料・報酬月額		期末手当
	平成26年4月1日現在		
給料	町長	830,000円	6月期 1.85月分 12月期 2.20月分
	副町長	673,000円	
	教育長	620,000円	
報酬	議長	356,000円	計 4.05月分 給料・報酬月額に上の支給割合を乗じた額が支給されます。
	副議長	265,000円	
	議員	245,000円	

(注) 町長・副町長・教育長の期末手当の役職加算(基礎額の10%)カットは廃止しました。

10. 定員の状況

部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			平成26年の 対前年度 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年	平成26年		
一般行政 部門	議会	3人	3人	3人	0人	非常勤職員化 土木職の採用
	総務	30	32	32	0	
	税務	7	8	8	0	
	民生	43	43	41	2	
	衛生	11	11	11	0	
	農林水産	10	9	10	1	
	商工	1	2	2	0	
	土木	13	13	13	0	
	小計	118	121	120	1	
	特別行政 部門	教育	36	37	37	
小計	36	37	37	0		
普通会計	計	154	158	157	1	
公営企業等 会計部門	水道	7	7	5	2	1人を非常勤職員化、1人を 下水道部門へ移管 水道部門から移管
	下水道	9	7	8	1	
	その他	10	10	10	0	
	小計	26	24	23	1	
合 計	計	180	182	180	2	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

11. 定員適正化手法の概要

第4次の定員適正化計画においては、前計画で目標を上回る減員となりましたが、行政サービスの低下につながらないよう住民のニーズに合致した行政体系を構築するとともに、地域主権改革に伴う事務量の増大や、経済情勢や少子高齢化への対応など時代背景を把握しながら、具体的には現業職の退職不補充、事務事業の広域行政化、組織機構の改革、職務能率の向上等により職員の定員適正化に努めます。

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	H22年 (計画年)	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H27年 目標数値
一般行政	計画	増減数		8				
	職員数	126	118	118	118	118	118	118
	実績	118	116	118	121	120		
特別行政	計画	増減数		3			1	
	職員数	41	38	38	38	38	37	37
	実績	38	39	36	37	37		
公営企業等	計画	増減数		2	1			
	職員数	24	26	26	25	25	25	25
	実績	26	26	26	24	23		
合 計	計画	増減数			1		1	
	職員数	191	182	182	181	181	180	180
	実績	182	181	180	182	180		

定員適正化計画は、平成22年度に第4次計画を策定し、平成27年度を目標年として、取り組んでいます。第3次計画において10人の減員目標に対し計画を大きく上回る19人の減員となりましたが、基本的に増員は行わず現状を維持しながら効率的な行政運営に努めます。

問い合わせ先 総務課 人事係(内線222)

詳しい内容は町ホームページに掲載しています。



スクラム

高岡小学校 5年
松岡智耶

5年生の学年目標は、「スクラム」です。15人が、スクラムを組んで、力を合わせ助け合っ
て前へ進むようにという意味がこめられています。ちなみに4年生の時は、「ハーモニー」です。先生が言うには、ぼくたちはみんな一人一人すばらしい力があるそうです。その力は、一人一人ちがうそうです。小さなところまでよく気のつく人、必ず助けてくれる人、大きな声が出てみんなを元気にできる人など、一人一人ちがったよさがあるそうです。そのよさが一つにまとまり、美しいハーモニーをかなでるようにという意味がこめられていました。美しいハーモニーをかなで、5年生では、みんながいつしよにぐんぐんと前に成長していこうということだそうです。

先生が前に賞をもらった作文

を読んでくださいました。そこには、「ふわふわ言葉とチクチク言葉」がでてきました。ふわふわ言葉とは、「ありがとう、よかったね、だいじょうぶ」などの言葉です。チクチク言葉は「ならべよ、あほ、ばか、あつちいけ」などです。それを聞いて、ぼくは思いました。ぼくたちはチクチク言葉をつかってないなと思えました。ふわふわ言葉がいっぱいあるなと思えました。スクラムを組んで、ぐいぐいと前へ進むのだしたら、チクチク言葉では前に進めないと思えました。みんなで助け合わないと進めないです。

家で弟とけんかをするのであります。ちよつとしたことでチクチク言葉から大きなけんかになります。泣いている弟を見るとごめんねと思えました。ちよつとしたことでもふわふわ言葉でけんかにならないと思えました。

助け合ってこないことがあつたとか、みんなで協力してこんなことができたという細かいことは思いうかばないけれど、何となく毎日が楽しいです。きつと、ふわふわ言葉がいっぱいあるからなんだと気がつきました。スクラムを組んで、みんなで前へ進んでいきたいです。



お年寄りに出会う

田原小学校 4年
長谷川瑠奈

わたしのお母さんはデイサービスセンターで働いています。デイサービスセンターは介護が必要な方が通うしせつです。わたしは何度かお母さんの働くしせつに行つたことがあります。そこでこの曲がっている人や車いすに乗っている人、ベッドに寝ている人など、いろいろな人がいました。体が動けなくなつた原因は病気や年のせいなどだ

そうです。わたしはその時、車いすに乗せてもらいました。車いすに座つてタイヤの外に付いている大きな輪つかを両手で回すと、前に進みました。簡単に前に行けたけど、狭いところは通ることができませんでした。もし、わたしが車いす生活になつたらどう思うか考えました。家の2階に行くために階段を一人で上ることができません。ト



福岡西中学校 3年
中杉綾乃



福岡東中学校 2年
藤原里奈

イレも大変だと思えます。自分で車いすに座れるか、高いところのものは取れるか、いろいろ不安になりました。車いすの生活は本当に大変だと思えました。デイサービスではそんな人たちのお手伝いをされていました。お風呂もいすに座つたままお湯につかれるそうです。車いすがぬれてしまうのでどうするのかお母さんに聞いてみると、お風呂用のいすがあることを教えてくれました。寝たきりの人が寝たまま入れるお風呂もあるそうです。それと車いすの人は立つことができないと思つていました。たが、ほとんどの人が物を持って立つことができます。

私がデイサービスでお風呂の後のドライヤーをかけるのをお手伝いしたときに、「ありがとう。」とお年寄りの方から言つてもらえました。お手伝いをするとときはどきどきしたけれど、お礼を言ってもらえてうれしかったです。年を取つていくと自分ではできないことが多くなつていくけれど、たくさんのお助けがあればいろいろなことができると思えました。だから、わたしは、困っている車いすの人やお年寄りの人たちに手をさし合ふことができるやさしい人になりたいです。

人権標語

やさしさが つたわるるときって
しあわせだね
福岡小学校 1年
西村菜乃

ゆう気だし いじめられている子
たすけ出す
八千種小学校 3年
松岡優奈

あなたと私は違うけど
きらきら笑顔は 同じだね
田原小学校 4年
深見萌杏

見ないふり してる自分が
なきけない
福岡東中学校 3年
増田唯佳

共に生きる知恵を

町長
嶋田正義

人権啓発講演会がありました。講師はコリア・レポート編集長の辺真一さんです。

人権には、知る権利、表現する権利など数々ありますが、世界で紛争や人殺しが頻発する状況では、生きる権利が最優先されなければなりません。

私たちは、宗教、民族、国家など、違いの中で生きていきますが、お互いにその違いを知り、認め合って共に生きる努力を尽くさなければなりませんと話されました。

神河町は毎月11日を「人権をたしかめる日」とされており、この日配布されたニュースをもらってきました。昨年ノーベル平和賞に輝いた2人の言葉が載録されていました。

マララ・ユスフザイさん
なぜ「強い」と言われる国々には、戦争を生み出す力がとてもあるのに、平和をもちたすことにかけては弱いのでしょうか。なぜ銃を与えることはとても簡単なのに、本を与えることはとても難しいのでしょうか。なぜ戦車をつくることはとても簡単で、学校を建てることはとても難しいのでしょうか。



福崎町「人権・青少年健全育成フェスティバル」あいさつ

カイフシユ・サティヤルティさん

世界のたった1週間分の軍事費があれば、すべての子どもたちを学校に通わせることができるのに、そんなお金はないという世界を、私は受け入れることはできません。

それぞれ心に響く言葉です。私は1・17大震災の年から町政に携わっていますが、1・17と3・11大震災後では行政運営に変化が生まれているように感じます。共生から競争に変わったように思います。その変化は、日本が集団的自衛権の行使によって戦争のできる国になると憲法解釈を変えたことと無関係ではないと思います。

お互いに知恵を出し合って、共に生きる平和な世界にしていきましょ。

生活科学センターだより

本当に電気料金が安くなるの!?

〔相談〕

夕刻、近くで工事をしてい
る。電機の工事会社だと訪
問があり、「電気使用量のお
知らせのレシートは縦長で
すか?」と尋ねられた。縦
長の様式に変更すると電気料
金が割引になります。」と
いう。不審なので断ると、「い
いんですか?この辺のみなさ
んは変えられていますよ!」
と、なかなか引き下がらな
い。きっぱり断ったが、縦長
やよくわからない業者が近
所を回っているので情報提
供したい。

(50歳代女性)

〔処理〕

毎月1回、電力会社の検針
員が訪問し、メーターの指
示を確認後、「電気使用量の
お知らせ」を届けるそうです。
それが、オール電化の契約を
していると横長のレシートに
なります。おそらく、オール
電化の勧誘に訪問した業者が

ハイ!
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



と思われる。このように販
売目的を告げずにお得さばか
りを強調する勧誘はよくあり
ません。不審に思われ、情報
提供もしてくださった相談者
に感謝を伝えました。

〔アドバイス〕

私たちの生活の中で電気は
必要不可欠なものです。少
しでも電気が安くなつたら
いいなと思うのは消費者の心
理でしょう。しかし、本当に
安くなるのか、業者の言葉だ
けを信用せず、しっかりと確
めましょ。また、4月から
電気料金の値上げが予定され
ています。便乗した勧誘にも
注意ましょ。

そして、訪問した事業者を
見極めることも大切です。「訪
問販売」の適正化のために事
業者が守るべき規制がありま
す。

訪問販売をする場合には、
訪問目的、事業者名、販売
する商品、役務、権利の種
類を明示する必要があります。

事業者の訪問勧誘に対して
消費者が契約を拒絶した場
合、再勧誘を禁止する。
事業者は書面を交付すべき
義務がある。契約を締結し
たら遅滞なく契約書を交付
しなければならない。
契約する際の不法な行為を
言う、有利なことだけで
不利なことは言わない、帰
らない等)やクーリングオ
フを妨害する行為は禁止さ
れている。

これらの規制は法改正を何
度も重ねて消費者保護の手厚
いものになってきました。
みなさんからの相談情報が
法改正につながっていきます。
強引な勧誘や不審な訪問・電
話勧誘などがあれば、情報提
供をお願いします。

消費生活の相談や問い合
わせ、苦情は、神崎郡消
費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火、金曜日
9時〜16時
神崎郡消費生活中核センタ
ーは、文化センターの敷地内
にあります。

(月曜日は休館日)

平成27年度は評価替えの年です

固定資産税における縦覧のお知らせ

平成27年度の固定資産税評価の縦覧を福崎町役場税務課において、4月1日から行います。

縦覧のできる範囲（記載されている内容）

「縦覧帳簿」で他の土地や家屋の評価額についても縦覧が可能です。

土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧期間

平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間

（土、日、祝日を除く）

縦覧のできる方

土地価格等縦覧帳簿については、福崎町内に所在する土地に対して固定資産税が課税されている納税者もしくはその代理人

家屋価格等縦覧帳簿については、福崎町内に所在する家屋に対して固定資産税が課税されている納税者もしくはその代理人

持参するもの

窓口で縦覧される方の印鑑、本人確認書類（免許証、保険証等）、納税者の代理人（同世帯の親族を除く）の方は委任状

固定資産課税台帳の閲覧について

自己の資産について記載された部分をいつでも確認することができます。

この閲覧は、納税義務者本人、納税義務者と同世帯の親族、納税義務者の代理人（委任状必要）または納税管理人の方が閲覧することができます。

また、借地人・借家人は固定資産課税台帳のうち使用

または収益の対象となる部分についても閲覧できます。借地人・借家人が閲覧できる部分は次のとおりです。

借地人

借りている土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

借家人

借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

持参するもの

窓口で閲覧される方の印鑑、本人確認書類（免許証、保険証等）、代理人（同世帯の親族を除く）の方は委任状、借地人・借家人の方は、賃貸物件の明記された契約書等利害関係がわかる書類

固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、福崎町固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。

この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、価格が修正され、税額が修正されることとなります。

ただし、土地の場合は税負担の調整措置を講じているため、価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。

審査申出期間

納税通知書の交付を受けた日後60日までの間において、文書をもって審査の申し出をすることができます。

家屋をとりこわした場合は

とりこわし家屋報告書

家屋をとりこわした場合は必ずこの報告書を提出していただくこととなります。（当年中に建物滅失の登

記をすます場合は提出の必要はありません。）この報告書には、とりこわし業者の証明及びとりこわし後の現況写真が必要となります。一部とりこわしの場合は、とりこわし面積と残存面積がわかるもの（平面図など）も添付してください。

報告書を提出されなかった場合、家屋をとりこわしているのにも関わらず、固定資産税が賦課され続けることも起こり得ますので十分ご注意ください。

未登記家屋の名義を変更した場合

未登記家屋名義変更申請書

相続、売買、贈与等で未登記家屋の所有者が変わった場合には、この申請書を提出していただくことになります。登記をしている家屋は、所有権移転登記をすれば、法務局からの通知で把握でき、所有者を変更することができますが、未登記家屋はこの申請書を提出していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず提出してください。

必要添付書類

相続 遺産分割協議書等相続を証する書面（写）

印鑑証明書（相続人全員）

売買 売買契約書（写） 印鑑証明書（旧名義人）

贈与 贈与証書等（写） 印鑑証明書（旧名義人）

建物を特定する写真、図面等が必要となる場合もあります。

原因証書の中に印鑑証明書がある場合は、印鑑証明書を別途添付する必要はありません。

町外在住の方が、において新名義人となる場合、住民票の写しが必要です。

問い合わせ先 税務課 資産税係
（内線344・345・346）